

答 申 書

(答申第124号)

令和5年3月3日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が公文書一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年10月28日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

福井県立高志高等学校及び藤島高等学校に関し、令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、

- (1) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料
- (2) 産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料 及び
- (3) 学校保健安全法施行規則第22条第2項により令和3年4月1日以降に提出があった学校医執務記録簿

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年11月12日付け高志高第1947号、同日付け藤高第2016号により、それぞれ次のとおり公文書一部公開決定（以下、高志高第1947号による決定を「本件処分1」、藤高第2016号による決定を「本件処分2」という。）を行った。

ア 請求（1）について

処 分	公文書の名称	決定内容	公開しない部分・理由
本件処分1	令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、(1)衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料	非公開	該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため
本件処分2			

イ 請求（2）について

処 分	公文書の名称	決定内容	公開しない部分・理由
本件処分1	令和3年4月1日以降、労働安全衛生法に基づいて、(2)産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料	非公開	該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため
本件処分2			

ウ 請求（3）について

処 分	公文書の名称	決定内容	公開しない部分・理由
本件処分1	令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿	全部公開	—
本件処分2	令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿	一部公開	公開しない部分：個人の印影 公開しない理由：条例第7条第1号に該当（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため）

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月20日、本件処分1および2について、公開請求の内容（1）および（2）に該当する記録を作成しておらず、資料を保有していないとする理由の提示は不合理であるとして、本件処分1および2の取消しを求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年4月28日付け教職第108号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分1および2を取り消すことである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

（1）衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料について

衛生管理者は、労働安全衛生規則第11条第1項により、「少なくとも毎週一回作業場等を巡視」することとされている。

衛生管理者や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場の巡視の記録を衛生管理者または巡視に同行した職員が作成していると考えことは社会通念上合理的である。

産業医の作業場等の巡視が1月ごとに行われていない場合には、労働安全衛生規則第15条第1項第1号の巡視の結果は、産業医へ情報の提供がなされているはずである。仮に、電話等により産業医へ口頭で伝達されている場合、毎週1回の作業場の巡視

が行われているならば、4回の作業場の巡視の結果を報告することとなる。その少なくとも4回の作業場の巡視の結果を詳らかにかつ正確に記憶することは困難であるから、何らかのメモとして結果が残されていると予想することは合理的である。そのメモは、衛生管理者が作業場の巡視を行った日を記録したものとして職務上作成し、当該実施機関の職員が産業医へ伝達するものとして組織的に用いられていることから、条例第2条第2項柱書の「公文書」に該当するものと思料する。

学校保健安全法施行規則第28条により、学校の施設および設備の安全点検等を「每学期一回以上」行わなければならないこととされている。この安全点検の項目は、労働安全衛生規則において事業者に課されている措置義務と重複する項目もあり、学校保健安全法施行規則第28条により行った点検を衛生管理者が行っていたとするならば、衛生管理者の作業場等の巡視に該当するものと思料する。すなわち、点検の結果の資料は、衛生管理者の作業場等の巡視の状況または結果が分かる資料に該当するものと予想する。

(2) 産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料について

労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。令和3年4月1日から開示請求日の令和3年10月28日までの間に、満6月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも3件以上の巡視の状況または結果にかかわる資料があつてしかるべきである。

労働安全衛生法において、産業医には労働安全衛生規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。産業医が巡視を実施することで、事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、夏季の熱中症対策について教職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。よって、作業場の巡視は行われているはずである。

産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場の巡視の記録を産業医または巡視に同行した職員が作成していると考えすることは社会通念上合理的である。

産業医の交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあつてしかるべきである。

(3) その他の主張について

産業医および衛生管理者の巡視が必要な事業場において、定期的な巡視が行われることを強く求めるものである。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分1および2の理由は、要約すると次のとおりである。

1 公文書の特定について

(1) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況または結果が分かる資料について

安全衛生活動を証明できる資料はないが、教員の申告やタイムカードによる勤務時間の管理やストレスチェックによるメンタルヘルスマネジメントを行っている。

衛生管理者は、保健体育教諭や保健主事であり、ほとんど毎日巡視し、作業環境や施設等のチェックを行っている。異常があった場合には、その都度すぐに事務職等に口頭で報告・協議し改善措置を講じているため、巡視状況および結果の記録を残していない。

衛生管理者による報告の頻度は、月に数回程度である。報告内容としては、雨漏りによって廊下が濡れている、エアコンが故障している、照明器具に不具合が生じている等があり、廊下が水に濡れていれば拭き取り、電機部品の故障であれば事務職を通して業者を呼び対応する等の改善措置を講じている。例えば、クーラーが故障した場合は、業者に修理を依頼するため、発注の記録が残るが、公開請求の対象期間内には、記録を残すような事案は発生しなかった。

審査請求人は、「安全点検の項目は、労働安全衛生規則において事業者課されている措置義務と重複する項目もあり、学校保健安全法施行規則第28条により行った点検は、衛生管理者が行っていたとするならば、衛生管理者の作業場等の巡視に該当するものと思料する。」と主張しているが、安全点検担当職員は必ずしも衛生管理者である職員ではなく、また、点検項目に衛生管理者の巡視内容と重複すると思われる部分はあるものの、安全点検はあくまで学校保健安全法施行規則に基づき行うものであり、労働安全衛生法に基づく衛生管理者の巡視とは異なるものであるから、安全点検の結果作成した安全点検簿は、公開請求の対象外と判断した。

(2) 産業医が行った作業場等の巡視の状況または結果が分かる資料について

通常、産業医は、健康診断実施日や衛生委員会出席日に巡視を行い、巡視結果を教頭に口頭で報告しており、報告を受けた教頭は、すぐさま改善措置を行い、記録を残していない。教頭等が一時的にメモを取ることはあるが、改善措置後破棄している。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期は、産業医が忙しく、巡視できない場合があり、そのような場合には、教頭や教諭が産業医に電話連絡し、または訪問することにより、産業医に教職員の心身の健康状況を随時伝え、産業医はストレスを抱えている教職員に手紙を出し面談を勧めるとともに、ストレスへの対処法を助言するなどしている。

高志高等学校における令和3年4月1日から10月28日までの巡視等の実績は、来校5回、教頭が産業医を訪問4回、電話連絡2回である。来校5回のうち、4回は生徒の内科検診に伴い巡視した。残りの1回は、衛生委員会を開催した際に巡視した。この他、産業医の指導を受けるために中学校の教頭が合計4回、産業医の勤務先で指導を受けた。そのうち1回は、5月に新型コロナウイルス感染症対策について助言を受け、3回は、7月に教員のストレスチェックに係る相談等をした。電話連絡に

ついて、1回は教頭、もう1回は衛生管理者の教諭が連絡している。巡視等の実績は、学校医の勤務記録や記憶等に基づき把握している。

藤島高等学校における令和3年4月1日から10月28日までの巡視等の実績は、来校2回、教諭が産業医を訪問1回、養護教諭が電話連絡4回である。なお来校2回のうち、1回目は内科検診に伴い巡視を行った。2回目は衛生委員会開催時に巡視を行った。巡視等の実績は、内科検診の記録や衛生委員会の報告書、記憶に基づき把握している。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期は、産業医が多忙であるため、日程が取れず、巡視の頻度が少なくなっている。

安全衛生活動を証明できる資料はないが、教員の申告やタイムカードによる勤務時間の管理、ストレスチェックによるメンタルヘルスマネジメントを行っている。

産業医の交通費や報酬の支払いのための資料に関し、産業医の報酬額は定額であり、巡視実績によって変動するものではないため、巡視の実施日を特定するような記載はなく、産業医の住所、氏名、口座情報等が記載されている。なお、交通費は支給していない。

(3) その他の主張について

新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期は、産業医が多忙であり、時間を取ってもらうことが難しいが、教員の労働環境や安全を守るため、出来る限り産業医に来校してもらい、指導を受けたいと思っている。

令和3年10月28日（審査請求人の公開請求の日）以降、高志・藤島両高等学校では、産業医および衛生管理者の巡視結果の記録の重要性を再認識し、記録を残している。

令和4年1月、高志高等学校で人事委員会による実地調査が行われ、産業医および衛生管理者の巡視結果の記録を残すよう指導を受けたため、同校では、管理職会議や職員会議等で関係教員に周知を図った。また、3月に、県立高等学校の主管課からすべての県立高等学校に対し、巡視を実施しその結果の記録を作成するよう通知しており、4月には、県立校長会において巡視の実施に関して再通知を実施した。

今後、県立高等学校の主管課において、県立高等学校に対して、巡視結果の報告を求める予定である。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

実施機関は、審査請求人の公文書公開請求に対し、本件処分1および2のとおり公文書一部公開決定を行っている。

審査請求人は、本件処分1および2のうち、公開請求の内容(1)および(2)に該当する記録を作成しておらず、資料を保有していないとする理由の提示は不合理である旨主張していることから、以下、公開請求の内容(1)および(2)に該当する公文書(以下、公開請求の内容(1)に該当する公文書を「対象文書1」、公開請求の内容(2)に該当する公文書を「対象文書2」という。)の特定(有無)について検討する。

2 対象文書1および2の特定について

当審査会は、実施機関が、対象文書1および2について、「該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しない」と判断した理由等を確認するため、実施機関による口頭意見陳述を実施した。

対象文書1についての審査請求人の主張は以下のとおりである。

衛生管理者は労働安全衛生規則第11条第1項において、「少なくとも毎週一回作業場等を巡視すること」とされており、また衛生管理者の作業場の巡視の記録は衛生管理者や事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるため、衛生管理者または巡視に同行した職員が作成していることは社会通念上合理的である。

産業医の作業場等の巡視が1月ごとに行われていない場合には、衛生管理者が行う巡視の結果は産業医に情報提供されているはずであるから、情報提供のために巡視結果を記したメモが残されていると予想することは合理的である。

衛生管理者が、学校保健安全衛生規則第28条に基づき、安全点検を行っていた場合、安全点検には労働安全衛生規則において事業者課されている措置義務と重複する項目があるため、安全点検の結果の資料が対象文書1に該当するものと予想する。

これに対する実施機関の説明は以下のとおりである。

衛生管理者は、保健体育教諭や保健主事であり、ほとんど毎日巡視し、作業環境や施設等のチェックを行っている。異常があった場合には、その都度すぐに事務職等に口頭で報告・協議し改善措置を講じているため、巡視状況および結果の記録を残していない。なお、安全点検の結果の資料については、安全点検が学校保健安全施行規則に基づき行うものであり、労働安全衛生法に基づく衛生管理者の巡視とは異なるものであることおよび安全点検担当職員は必ずしも衛生管理者ではないことを理由に公開請求の対象外と判断した。

次に、対象文書2についての審査請求人の主張は以下のとおりである。

産業医の巡視は、労働安全衛生規則第15条第1項において、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされているため、令和3年4月1日から開示請求日の令和3年10月28日までの間に少なくとも3件以上の巡視の状況又は結果に関わる資料

があるはずである。

事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や夏季の熱中症対策に関して、産業医の医学に関する知識からもたらされる指導は不可欠であり、産業医による作業場の巡視は行われているはずである。

産業医の作業場の巡視の記録は、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、産業医または巡視に同行した職員が作成していると考えerことは社会通念上合理的である。

また、産業医の交通費や報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。

これに対する実施機関の説明は以下のとおりである。

通常、産業医は、健康診断実施日や衛生委員会出席日に巡視を行い、巡視結果を教頭に口頭で報告しており、報告を受けた教頭は、すぐさま改善措置を行い、記録を残していない。教頭等が一時的にメモを取ることはあるが、改善措置後破棄している。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期は、産業医が忙しく、巡視できない場合があり、そのような場合には、教頭や教諭が産業医へ電話連絡し、または訪問することにより、産業医に教員等の心身の健康状況を随時伝え、産業医はストレスを抱えている教員等に手紙を出し面談を勧めるとともに、ストレスへの対処法を助言するなどしている。

産業医の交通費や報酬の支払いのための資料に関し、産業医の報酬額は定額であり、巡視実績によって変動するものではないため、巡視の実施日を特定するような記載はない。

これらの実施機関の説明について、特段不合理な点は認められない。

また、説明に反する事情も認められない。

なお、実施機関の説明によると、産業医から巡視結果の報告を受けた教頭等が一時的にメモを取ることがあるが、改善措置後破棄しているとのことである。そのため、それらのメモを確認することはできなかったが、職員個人が保有している段階のものは、条例第2条第2項の公文書にはあたらない。

3 実施機関の行った本件処分について

以上のことから、実施機関が行った本件処分1および2は妥当であると判断した。

なお、審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言（巡視結果の記録の作成について）

審査請求人は、審査請求書において、衛生管理者や産業医の巡視結果の記録が存在すると予想する理由として、事業者の安全配慮義務を証明するために重要な資料であることや支払資料として巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきことなどを挙げている。これらの理由は、対象文書1および2が存在するという推測を抱かせるには十分であり、また、衛生管理者や産業医の巡視結果を記録として残すことを定めた法令はないものの、記録として残すことの意義もそこに認められる。

この点につき、実施機関は、口頭意見陳述において、公開請求以降、高志・藤島両高等学校は、巡視結果の記録の重要性を再認識し、記録を残していると述べている。また、県立高等学校の主管課がすべての県立高等学校に対し、巡視結果の記録を作成する

よう通知しているとのことであり、実施機関においては、巡視結果の記録を作成する取組みを継続的に行い、説明責任を果たすべく適切な文書作成に努められたい。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4年 4月 28日	・ 諮問書の受理
令和 4年 7月 13日	・ 審議（第1回）
令和 4年 9月 9日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 4年10月21日	・ 審議（第3回）
令和 4年12月21日	・ 審議（第4回）
令和 5年 3月 3日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	